

## 上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の趣旨に基づき、猫による被害の軽減と猫の殺処分数の削減を図るとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会を実現するため、飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術を受けさせる個人に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 町内に生息し、飼い主がいないことが明確である猫
- (2) 不妊手術 雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。
- (3) 去勢手術 雄猫の精巣の摘出手術をいう。
- (4) 手術 不妊手術又は去勢手術をいう。
- (5) V字カット 再手術防止のため、片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部分の長さを1センチメートル程度とする。

### (助成対象猫及び助成対象手術)

第3条 助成の対象となる猫（以下「助成対象猫」という。）は、飼い主のいない猫のうち、原則外見上健康であり、かつ、生後約6か月以上（交付決定通知をした日の翌日から起算して60日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに生後約6か月以上となる場合を含む。）であると認められる猫であること。

### (助成対象者)

第4条 助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、交付申請をする時点において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 町税を滞納していないこと。
- (4) 助成金の交付申請をしようとする年度（以下「申請年度」という。）において、助成対象手術を受けさせようとする者であること。

(助成金の額等)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる助成対象猫に実施した助成対象手術の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)不妊手術（耳のV字カットに要する費用を含む。）10,000円

(2)去勢手術（耳のV字カットに要する費用を含む。）5,000円

(交付申請)

第6条 申請者が助成金の交付申請のために町長に提出する書類は、次のとおりとする。

(1)上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書（様式第1号）

(2)誓約書（様式第2号）

(3)手術を受けさせようとする猫の写真2枚（猫の特徴がわかるもの）

2 助成金の交付申請は、同一世帯内通算で一会計年度につき、5回を限度とする。

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、助成金の交付決定をし、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成金を交付しないことを決定したときは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、交付決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(手術の実施等)

第8条 町長は、助成金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対し、原則として、交付決定通知をした日の翌日から起算して60日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付決定通知書及び必要事項を記載した上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）を協力動物病院に提示の上、助成対象手術を受けさせるよう求めるものとする。

(手術内容の変更等)

第9条 助成金の交付決定後に交付決定者が手術の内容を変更し、手術を中止しようとする場合に町長に提出する書類は、上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付（変更・中止）承認申請書（様式第5号）とする。

(手術内容の変更等の承認及び通知)

第10条 町長は、前条の変更・中止申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更の交付決定をし、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付変更承認決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、変更・中止申請を承認しないと決定したときは、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金変更却下決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、変更承認決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

第11条 交付決定者が実績報告のために町長に提出する書類は、次のとおりとする。

(1)実績報告書(様式第8号)

(2)助成対象手術に要した費用に係る領収書の写し

(3)手術後の写真

(4)その他町長が必要と認める書類

2 町長は、交付決定者に対し、手術を実施した日の翌日から起算して14日以内又は申請年度の3月31日のいずれか早い日までに前項の書類を提出するよう求めるものとする。

(助成金の額の確定)

第12条 町長は、前条第1項の実績報告があった場合において、その内容を審査し、実績報告書が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成金の額を確定し、上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金額確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により額の確定の通知を受けた交付決定者が助成金の請求のために町長に提出する書類は、上関町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成金交付請求書(様式第10号)とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。